

資料編

- 1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱
- 2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿
- 3 荒川区俳句のまち宣言
- 4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言
- 5 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例
- 6 第47回荒川区政世論調査(令和4年度)実施結果(詳細)
- 7 検討の経過

1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱

平成 26 年(2014 年)8 月 28 日制定

(26 荒地文第 658 号)

(副区長決定)

平成 27 年(2015 年)3 月 3 日一部改正

(設置)

第1条 荒川区芸術文化振興プラン(改定版)を着実に推進し、荒川区の芸術文化の一層の振興を図るため、荒川区芸術文化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区の芸術文化施策の取組状況
- (2) 荒川区の芸術文化施策への助言
- (3) 前各号に掲げるほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内で組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 荒川区顧問 2人以内
- (3) 関係団体代表者等 7人以内
- (4) 区職員 3人以内

2 前項第4号の区職員は、地域文化スポーツ部を担任する副区長及び地域文化スポーツ部長の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者である委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地域文化スポーツ部文化交流推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿

	氏 名	所 属
学識経験者	本郷 寛	東京藝術大学美術学部名誉教授
	河野 文昭	東京藝術大学音楽学部教授
区顧問(芸術家)	平野 千里	太平洋美術会副会長
芸術文化(団体)	菅谷 安男	荒川区文化団体連盟理事長 荒川区文化団体連盟荒川区将棋協会会長
	久田 由美子	荒川区文化団体連盟洋舞連盟理事長
	田中 豪元	荒川区文化団体連盟書道連盟顧問
	大村 みさ子	東京荒川少年少女合唱隊事務局代表
	宮腰 肇	(公財)荒川区芸術文化振興財団事務局長
伝統文化保存	中村 泰士	荒川区伝統工芸技術保存会会長 荒川区文化財保護審議会委員 荒川区登録無形文化財(工芸技術・寄席技術・勘亭流・江戸文字)保持者
区関係者	北川 嘉昭	副区長
	谷井 千絵	地域文化スポーツ部長
	三枝 直樹	教育委員会事務局 教育部長

【事務局】

地域文化スポーツ部文化交流推進課長 須田 具子
地域文化スポーツ部文化交流推進課計画調整担当係長 中館 透
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係 白石 亜以

【オブザーバー】

地域文化スポーツ部生涯学習課長 青谷 宗彦
地域文化スポーツ部ゆいの森課長 山下 英男
地域文化スポーツ部地域図書館課長 村上 智之
産業経済部観光振興課長 矢代 由紀子

3 荒川区俳句のまち宣言

「行春や鳥啼魚の目は泪」

元禄2年3月 この句を矢立初めの句として
松尾芭蕉は その生涯をかけ「奥の細道」へと旅立ちました
芭蕉が渡った千住大橋は 江戸と東北の地を結び
私たちを 俳句の世界へと いざなう大橋として
昔も いまも これからも 隅田川に架かります

私たちの暮らすまちには 人々が行き交い
芭蕉の想いと 四季折々の美しさに導かれ
子規が 一茶が 山頭火が この地で俳句を詠みました
「五・七・五」17文字の無限に広がる世界の中で
私たちは 思いを伝える力をもちます
新しいものを創りだす力をもちます
世界中の人たちと心を結ぶ力をもちます

荒川区は
俳句の魅力を次代につなぐ架け橋として
子どもから大人まで 俳句文化のすそ野をひろげ
豊かな俳句の心を 未来に伝えることを誓い
「俳句のまち あらかわ」を宣言します

平成 27 年 (2015 年) 3 月 14 日 荒川区

起草委員会委員長 対 馬 康 子
委員 金 子 兜 太
小 池 寛 治
佐 々 木 忠 利
銭 谷 眞 美
西 村 我 尼 吾

4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシーン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 本と人を結び、人と人がふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身近にあるまちづくりを進めます。

平成 30 年(2018 年)5 月 27 日 荒川区

起草委員会委員長 柳 田 邦 男
副委員長 小 林 敦 子
委員 銭 谷 眞 美
山 崎 一 穎
藁 谷 友 紀

5 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

そうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)その他これらに類する施設等をいう。

(4) 学校等 区内の学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校をいう。)、各種学校(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。))その他これらに類する施設をいう。

(5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第7条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第8条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等(以下「児童等」という。)の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第9条 区は、荒川区立図書館(荒川区立図書館条例(昭和25年荒川区条例第17号)第1条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。)において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

- 2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

(障害等を有する区民等への支援)

第10条 区は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(読書活動推進月間)

第11条 区民等の中に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

- 2 読書活動推進月間は、11月とする。
- 3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

6 第 47 回荒川区政世論調査(令和 4 年度)実施結果(詳細)

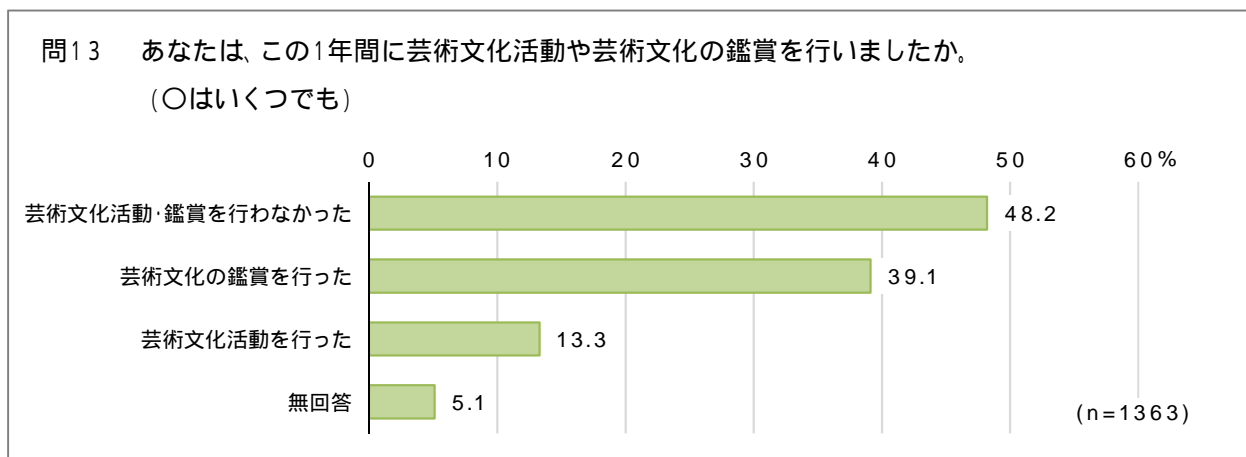
(1) 調査概要

調査対象 区内在住の満 18 歳以上の個人 3,000 人

有効回収数(率) 1,363 件(45.4%)

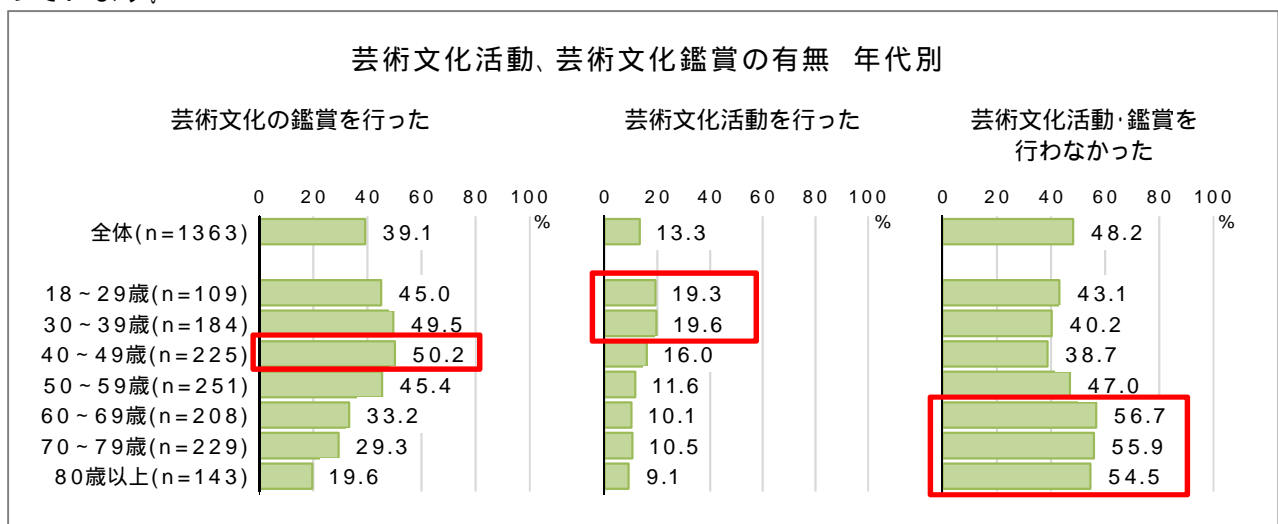
(2) 調査結果

芸術文化活動、芸術文化鑑賞の有無

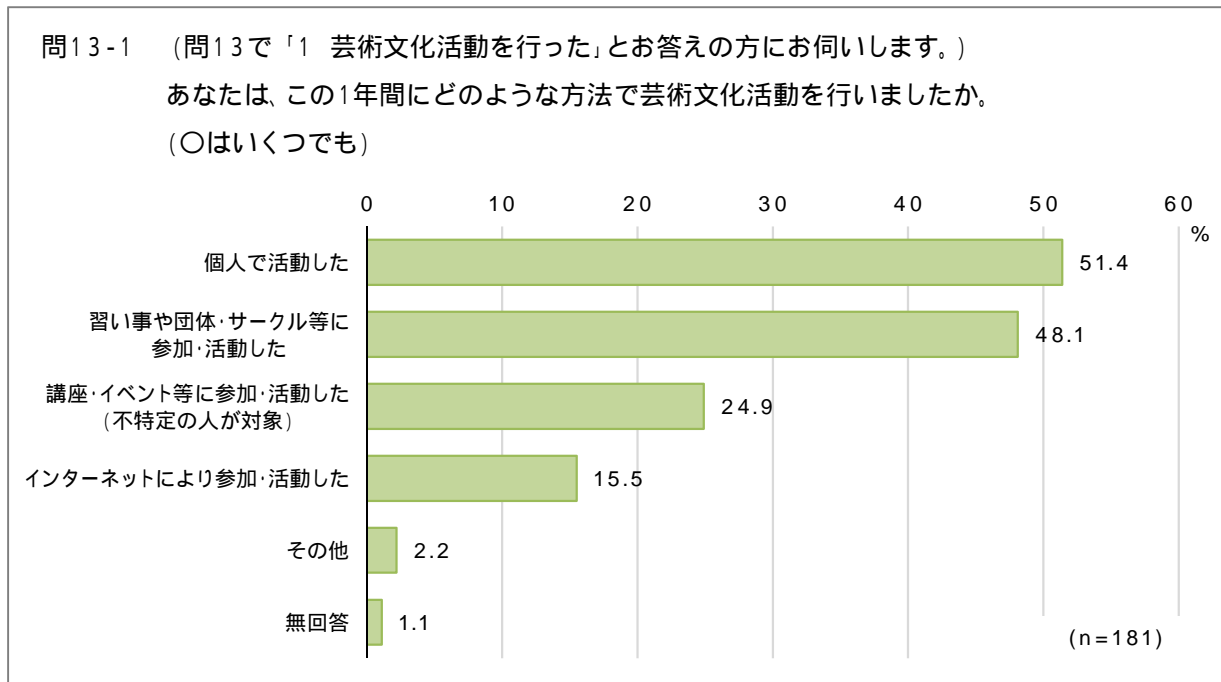


この1年間の芸術文化活動、芸術文化鑑賞の有無について聞いたところ、「芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」(48.2%)が5割近くで最も多く、次いで「芸術文化の鑑賞を行った」(39.1%)が4割弱となっています。

年代別でみると、「芸術文化の鑑賞を行った」は 40～49 歳(50.2%)が5割で最も高く、「芸術文化活動を行った」は 18～39 歳がそれぞれ2割弱で高くなっています。「芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」は 60 歳以上で5割台と比較的割合が高くなっています。

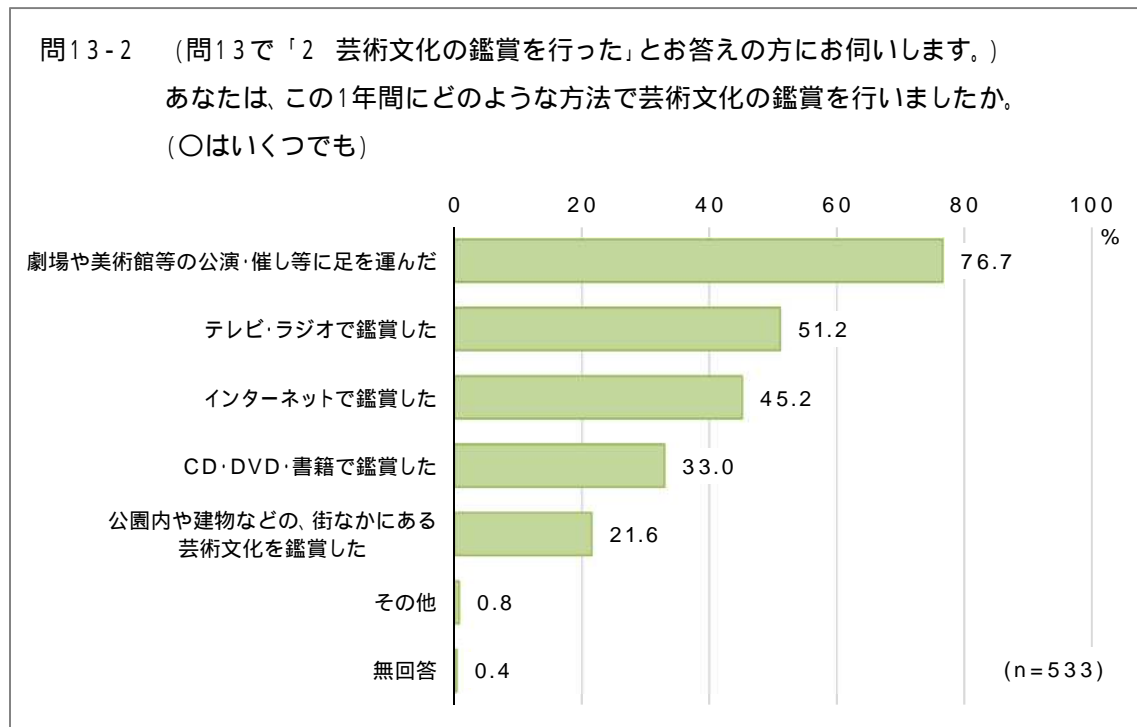


芸術文化活動を行った方法



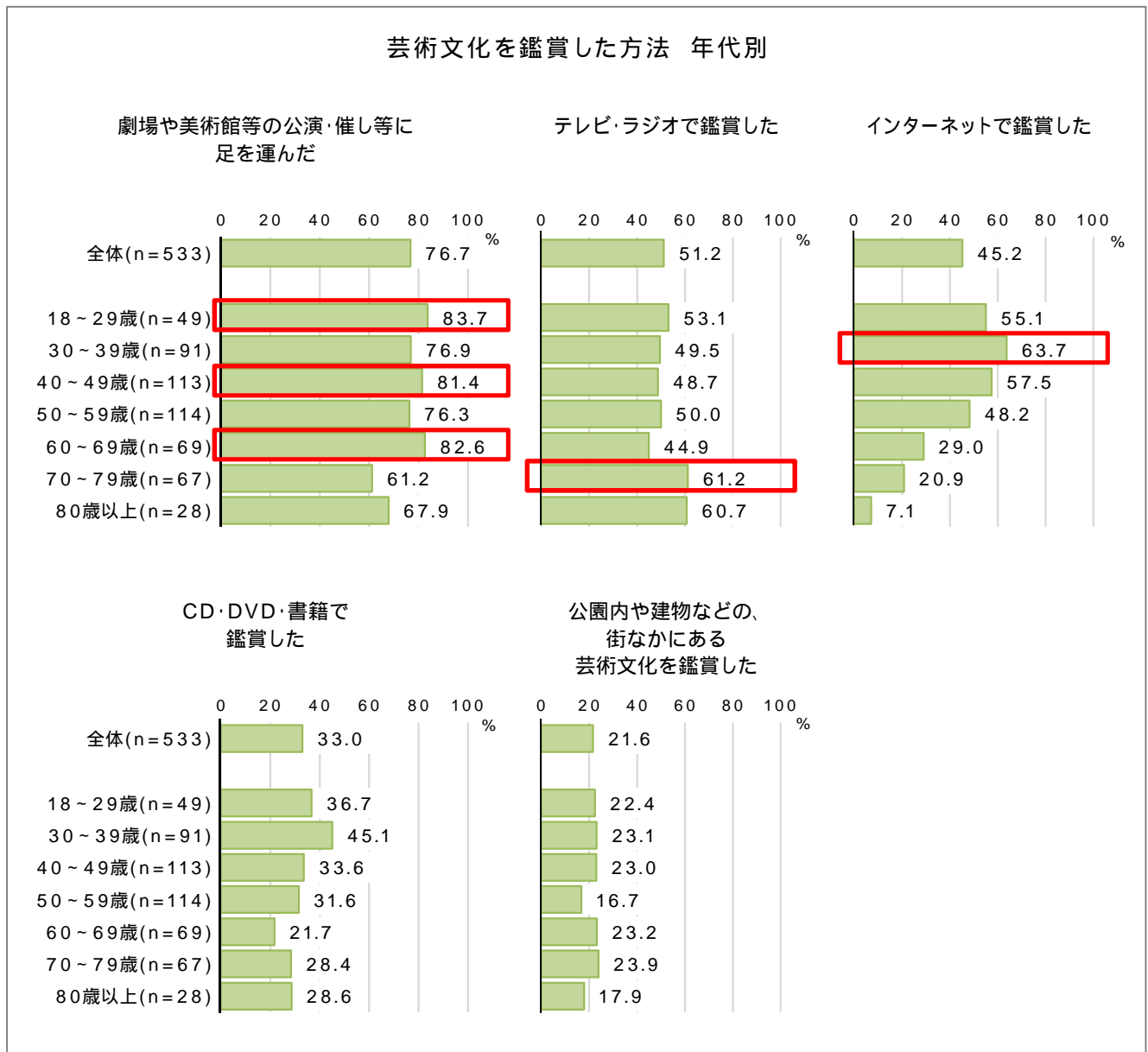
この1年間で芸術文化活動を行った方法について聞いたところ、「個人で活動した」(51.4%)が5割強で最も高く、次いで「習い事や団体・サークル等に参加・活動した」(48.1%)が5割近くと続いています。

芸術文化の鑑賞を行った方法

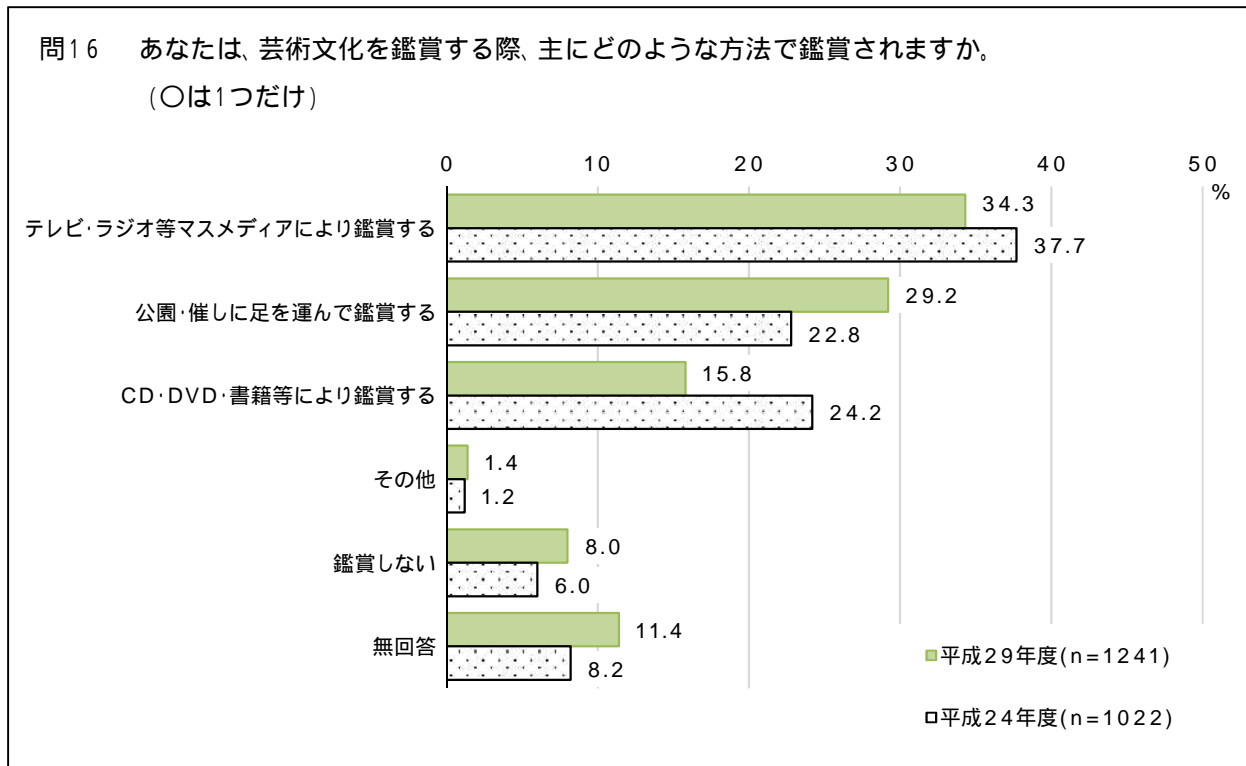


この1年間で芸術文化を鑑賞した方法について聞いたところ、「劇場や美術館等の公演・催し等に足を運んだ」(76.7%)が7割半ばを超え最も高く、次いで「テレビ・ラジオで鑑賞した」(51.2%)、「インターネットで鑑賞した」(45.2%)が続いています。

年代別でみると、「劇場や美術館等の公演・催し等に足を運んだ」では、18～29歳（83.7%）、60～69歳（82.6%）、40～49歳（81.4%）が8割台で高くなっています。「テレビ・ラジオで鑑賞した」では、70～79歳（61.2%）が6割強で最も高くなっています。「インターネットで鑑賞した」は、30～39歳（63.7%）が6割半ば近くで最も高くなっており、おおむね年齢層が高いほど割合が低くなっています。



【参考】平成 29 年度の世論調査結果

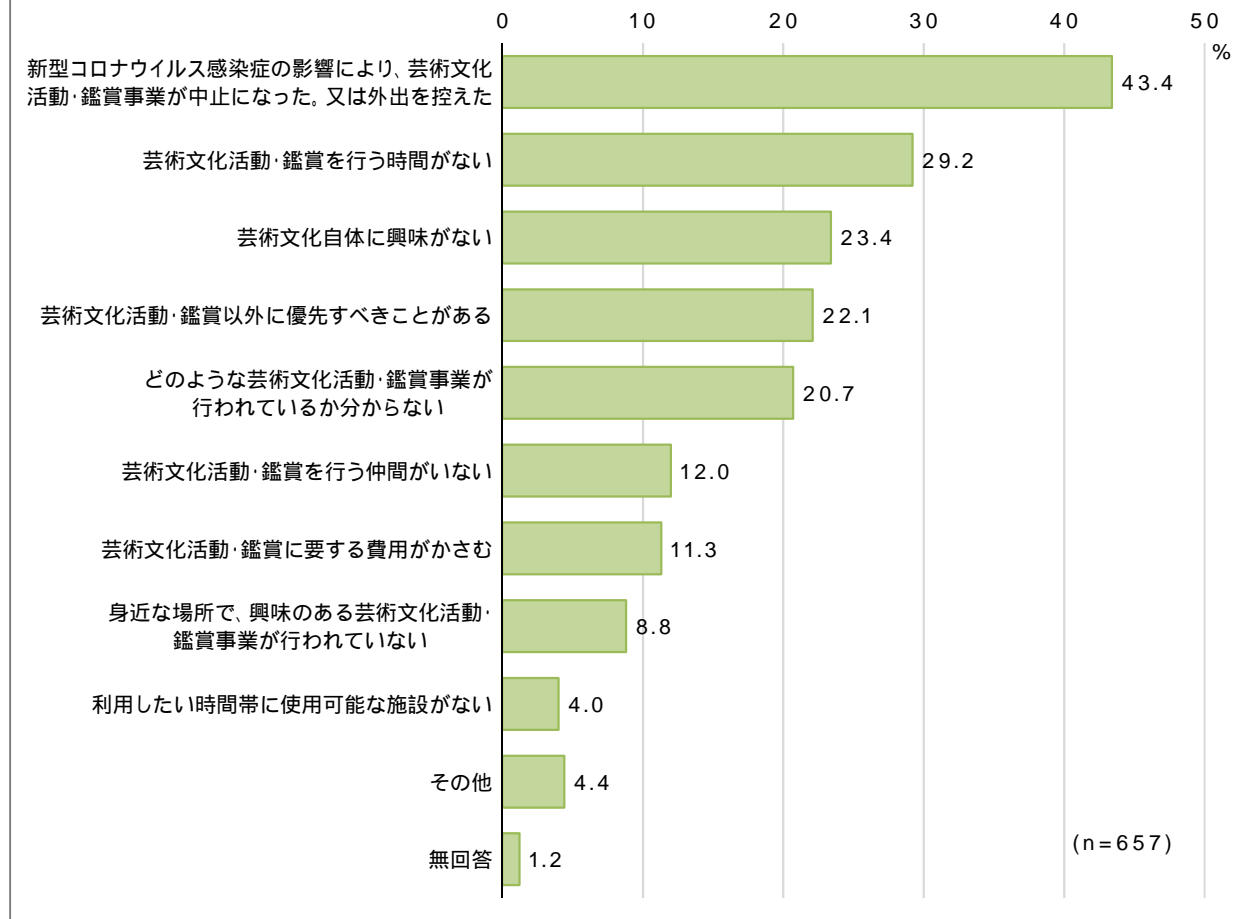


芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由

問13-3 (問13で「3 芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」とお答えの方にお伺いします。)

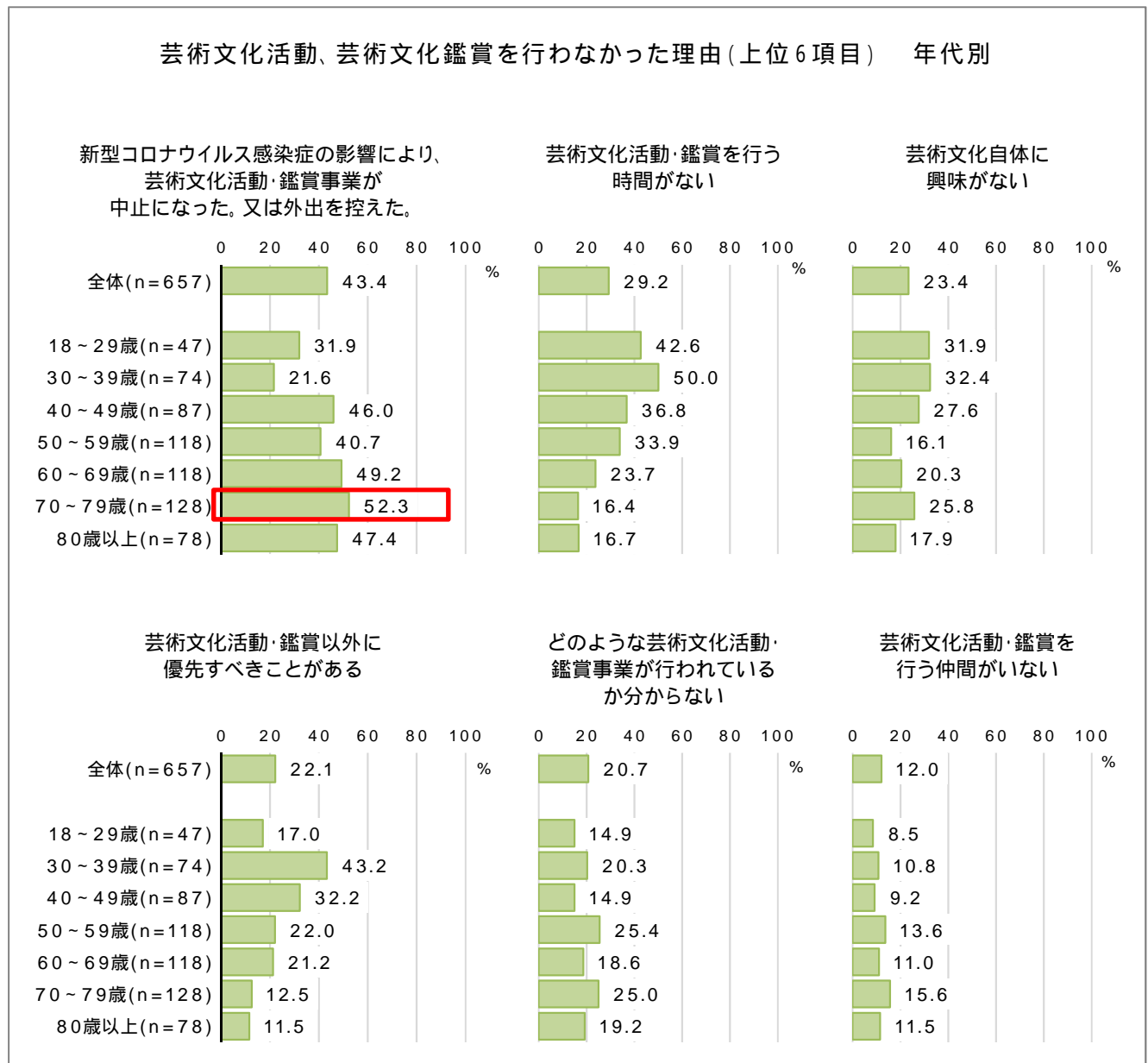
芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由を次の中からお選びください。

(〇はいくつでも)

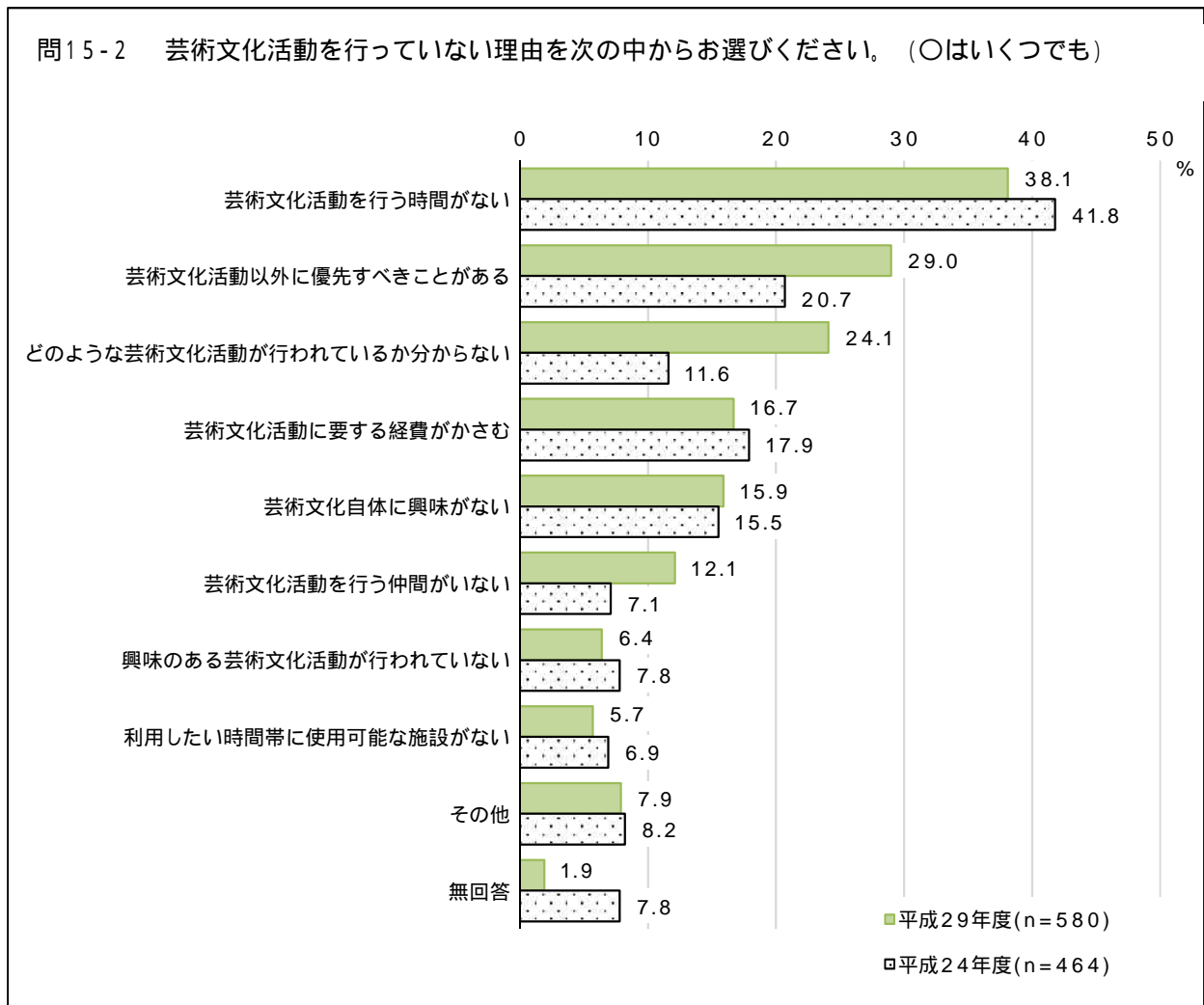


芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由について聞いたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化活動・鑑賞事業が中止になった。又は外出を控えた」(43.4%)が4割半ば近くで最も高く、次いで「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」(29.2%)、「芸術文化自体に興味がない」(23.4%)と続いています。

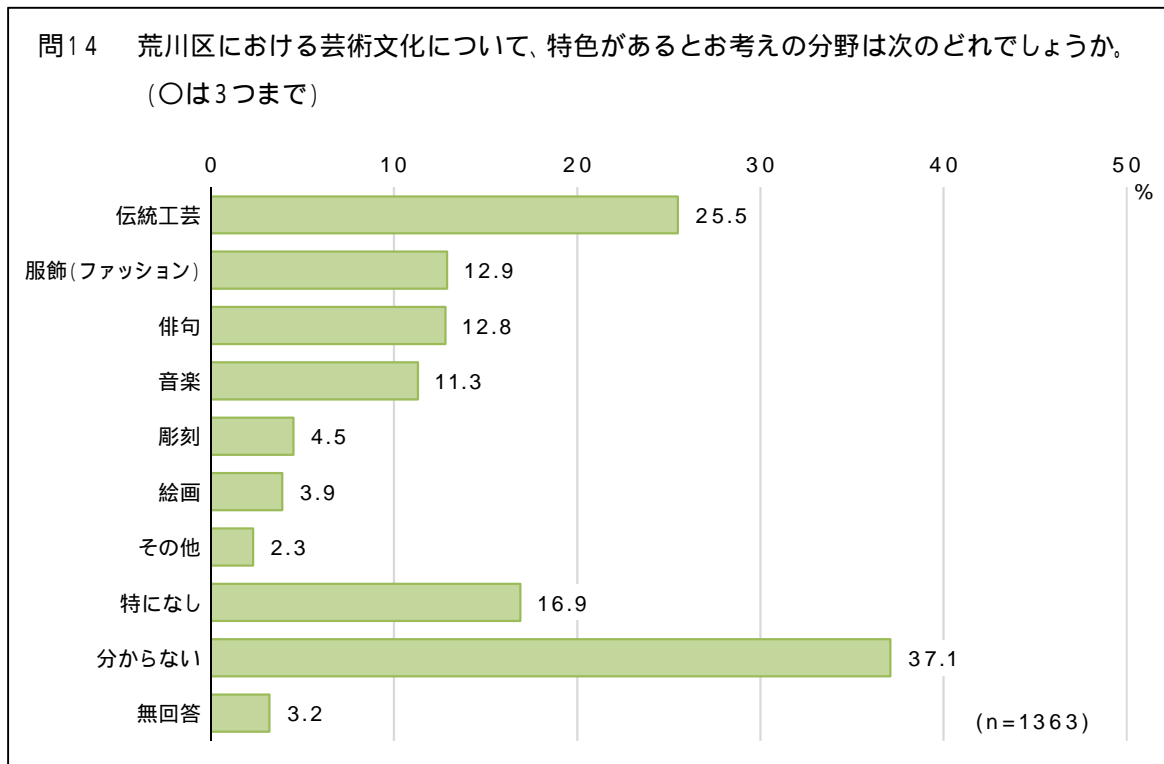
上位6項目を年代別で見ると、「新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化活動・鑑賞事業が中止になった。又は外出を控えた」は70～79歳(52.3%)が5割強で最も高くなっています。「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」と「芸術文化活動・鑑賞以外に優先すべきことがある」は18～29歳を除くと、おおむね年齢層が高いほど割合が低くなっています。



【参考】平成 29 年度の世論調査結果

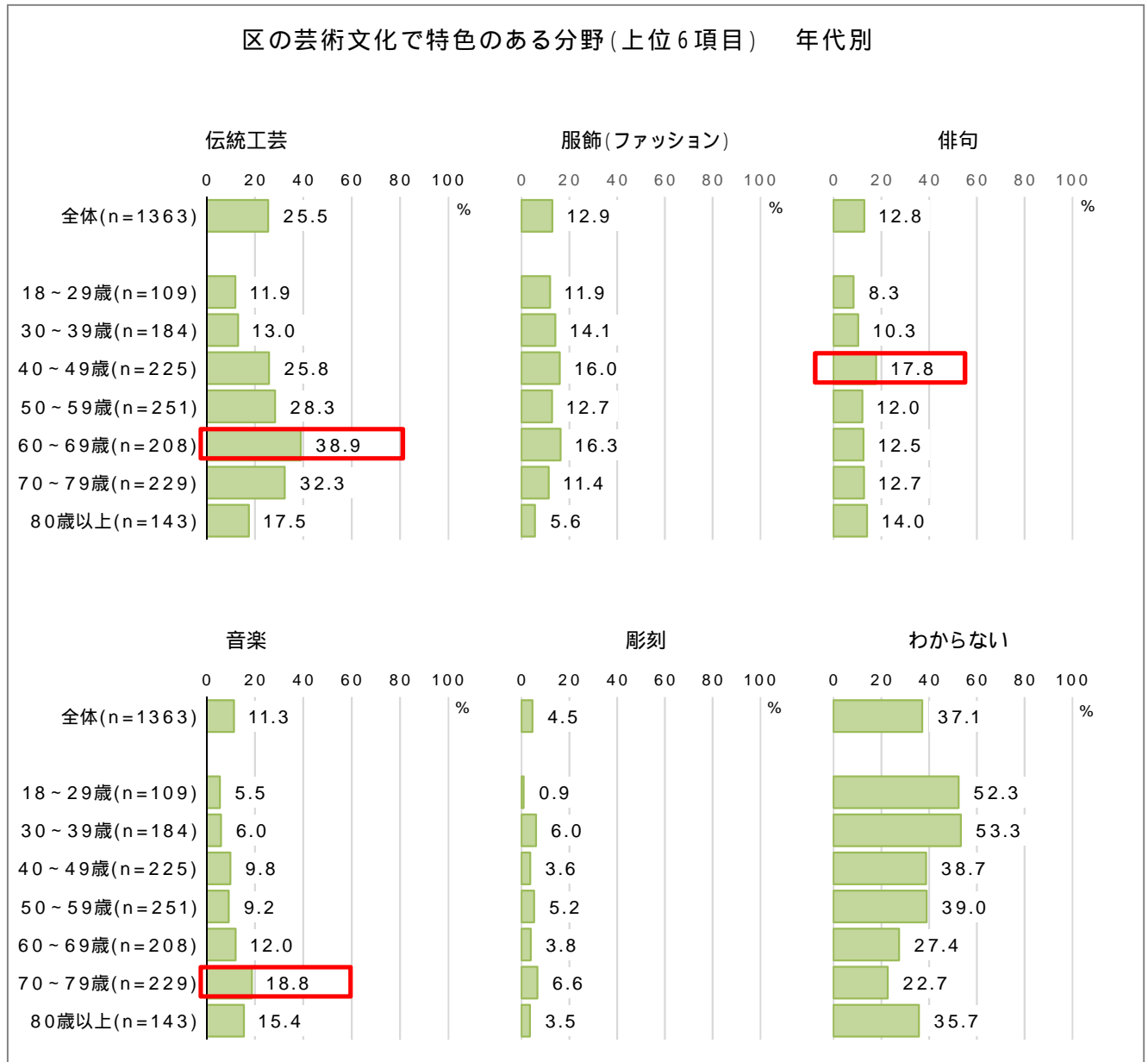


区の芸術文化で特色があると考える分野

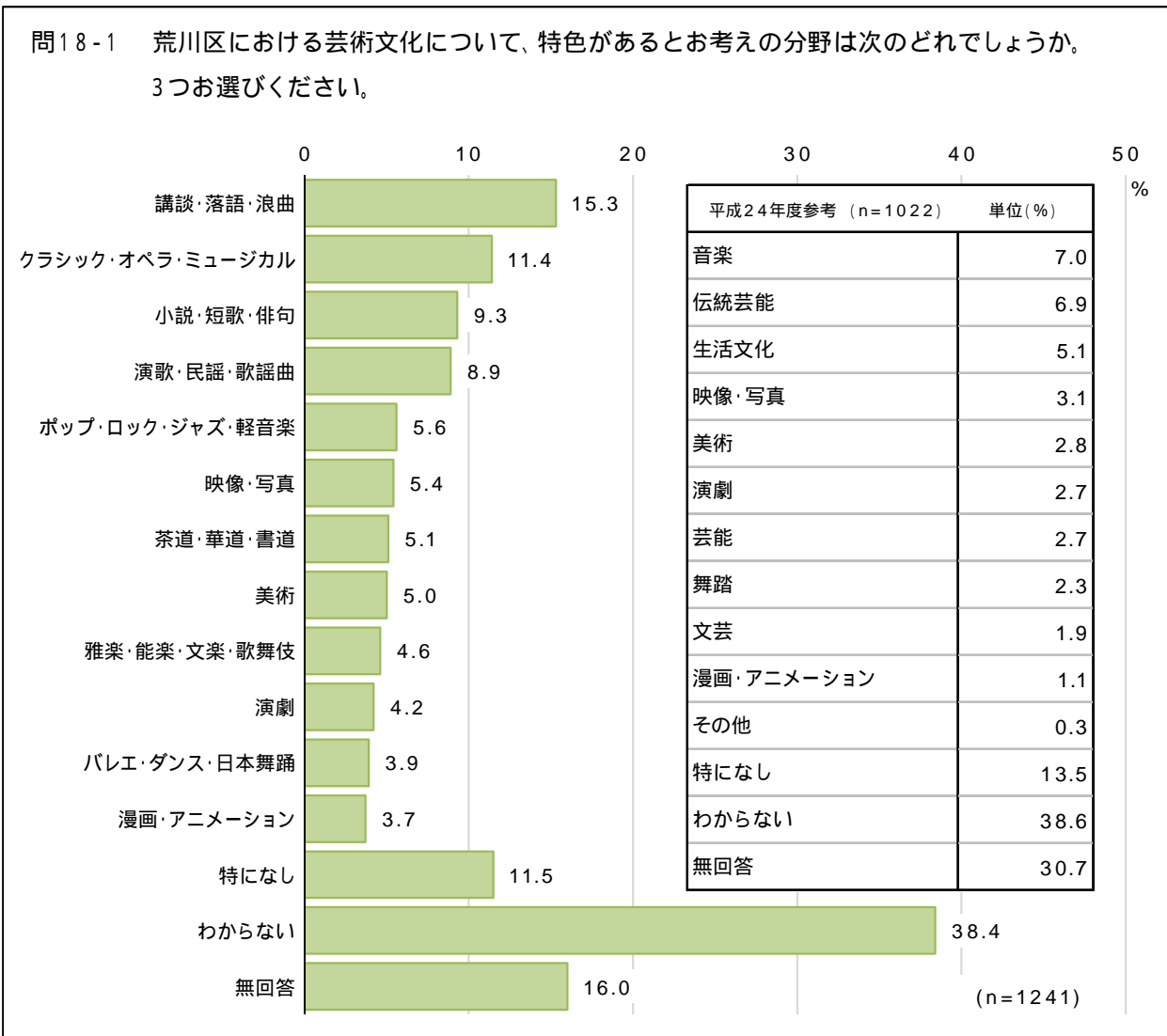


区の芸術文化で特色のある分野について聞いたところ、「わからない」(37.1%)が3割半ばを超えて最も高くなっています。特色ある分野の中では、「伝統工芸」(25.5%)が2割半ばで最も高く、次いで「服飾(ファッション)」(12.9%)、「俳句」(12.8%)が続いています。

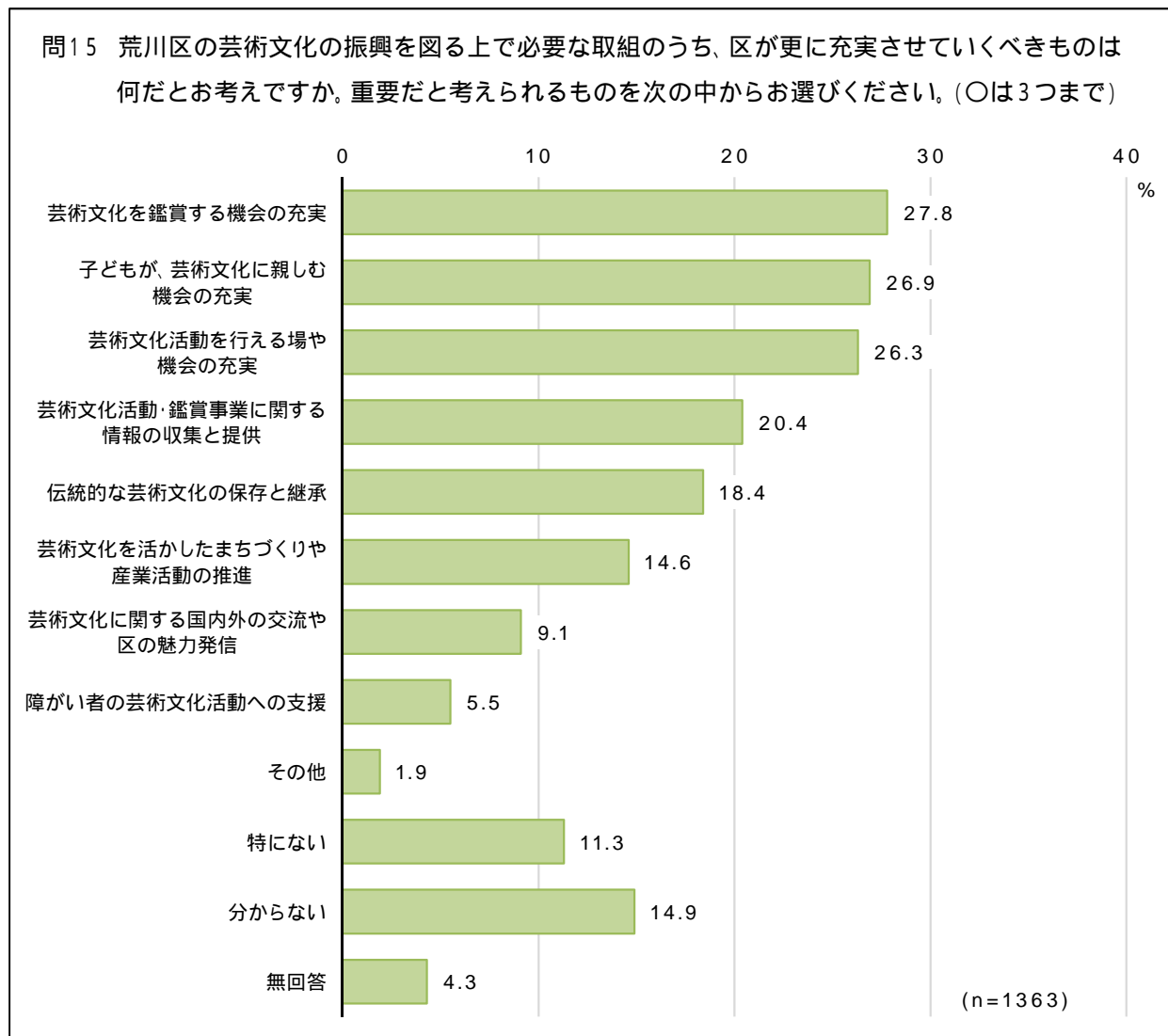
上位6項目を年代別で見ると、「伝統工芸」は60～69歳(38.9%)が4割近くで、「俳句」では、40～49歳(17.8%)が1割半ばを超え、「音楽」では、70～79歳(18.8%)が2割近くと、それぞれ高くなっています。



【参考】平成 29 年度の世論調査結果

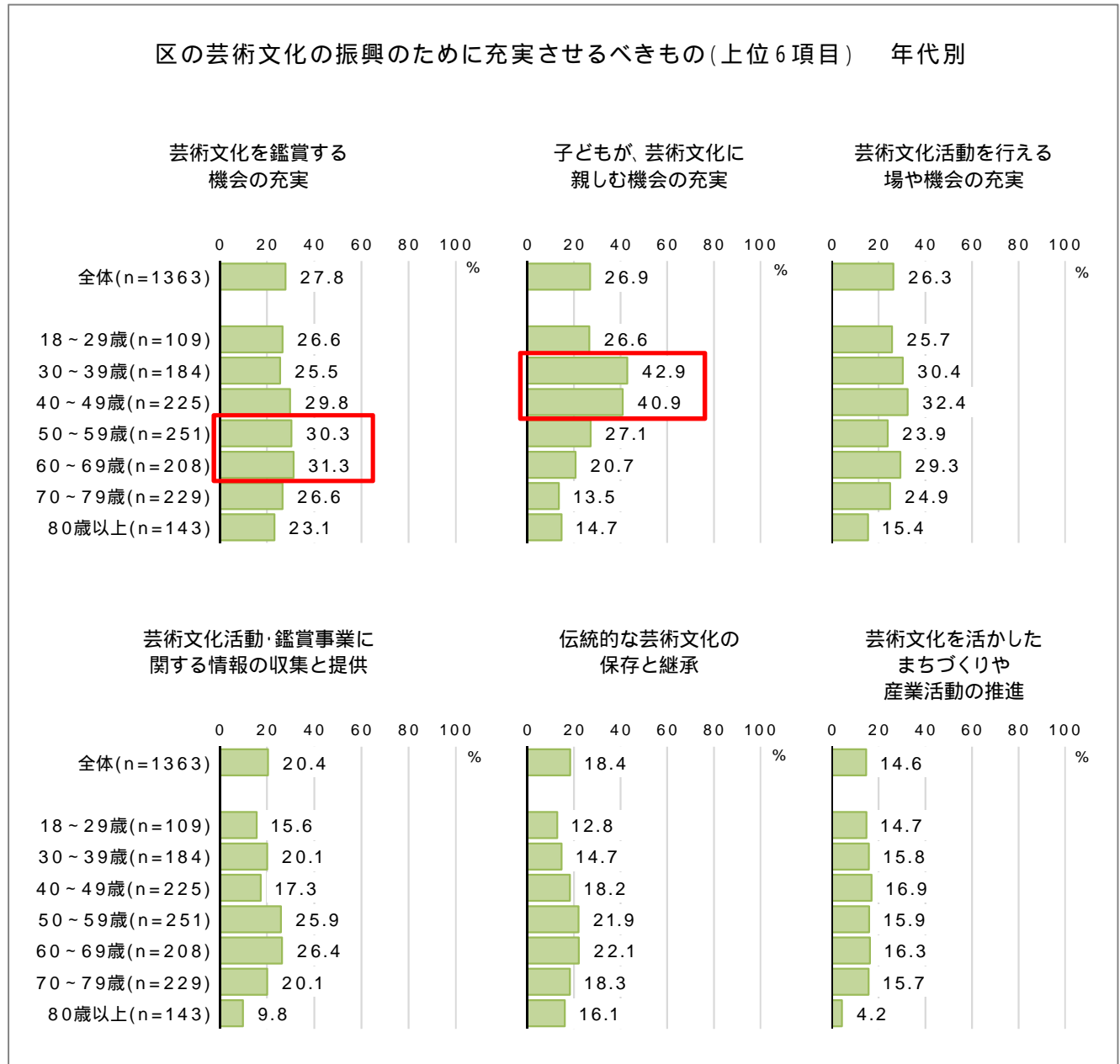


区の芸術文化の振興のために充実させるべきもの

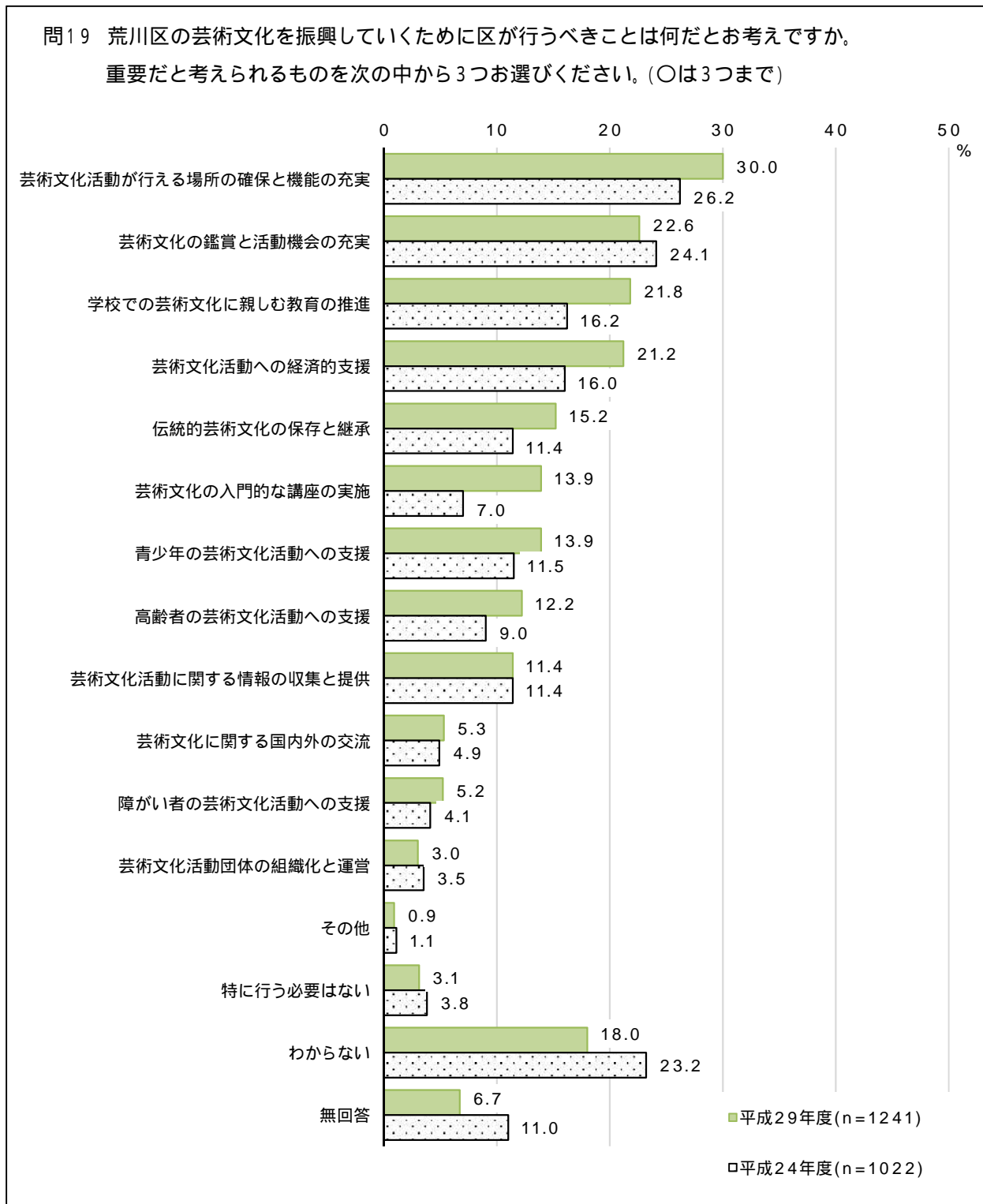


区の芸術文化の振興のために充実させるべきものについて聞いたところ、「芸術文化を鑑賞する機会の充実」(27.8%)が2割半ばを超え最も高く、次いで「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」(26.9%)、「芸術文化活動を行える場や機会の充実」(26.3%)と続いています。

上位6項目を年代別で見ると、「芸術文化を鑑賞する機会の充実」では、50～69歳が3割台と高く、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」では、30～49歳が4割台と高くなっています。

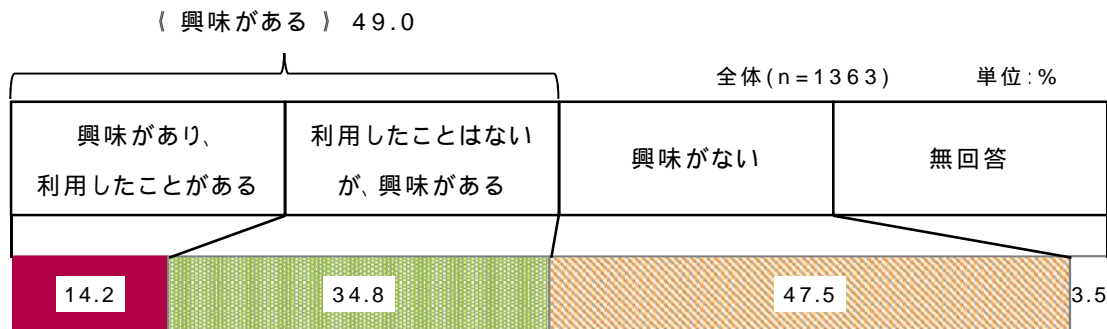


【参考】平成 29 年度の世論調査結果



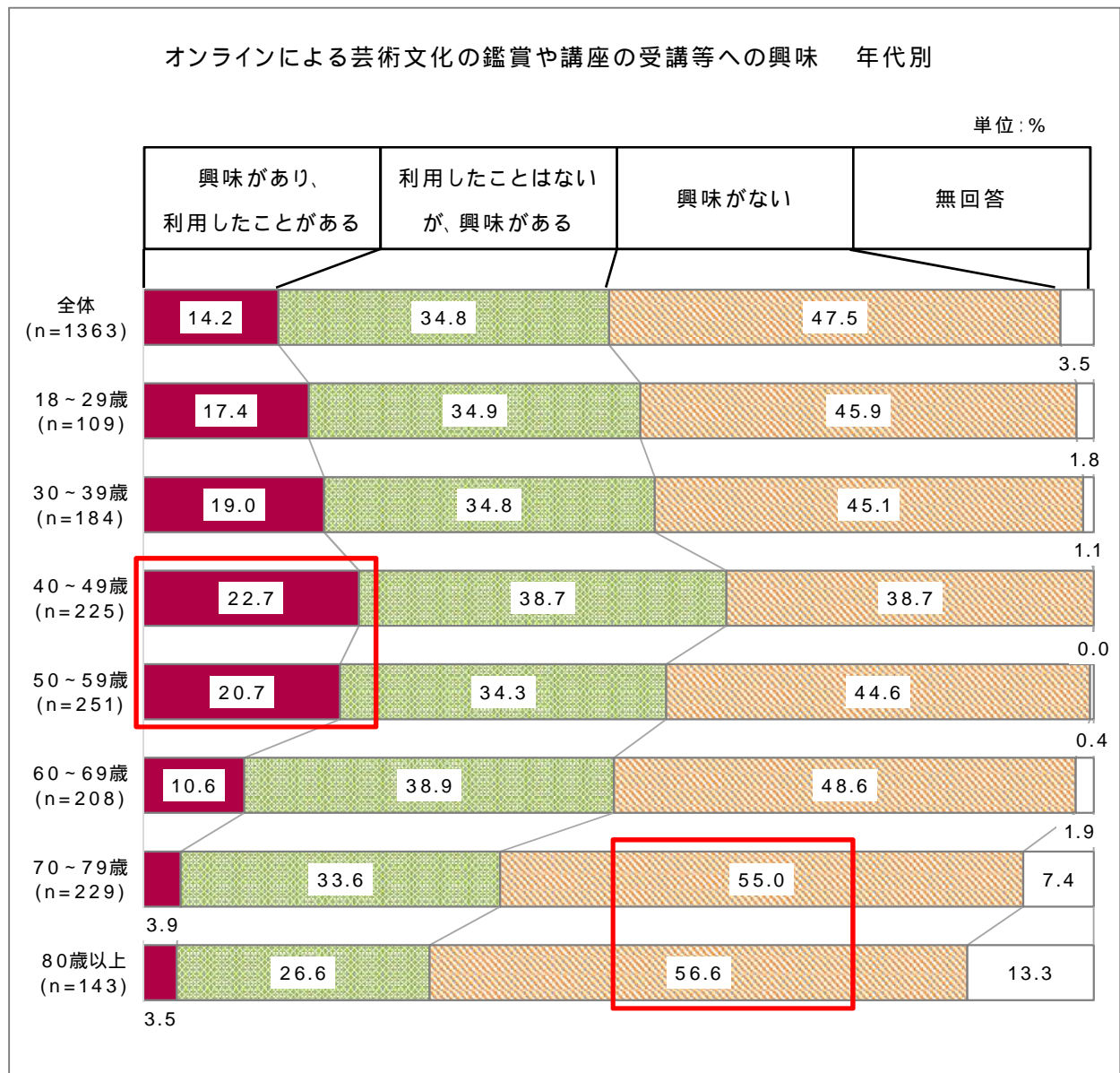
オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座の受講等への興味

問16 新型コロナウイルス感染症の影響により、公演等の中止や延期など、芸術文化活動の多くが制約を受けました。一方で、ICT技術の活用により、新しい芸術文化の楽しみ方も生まれてきています。あなたは、インターネットのオンライン配信による芸術文化の鑑賞やオンライン会議システム等を用いた講座の受講等に対して、興味がありますか。
(○は1つだけ)

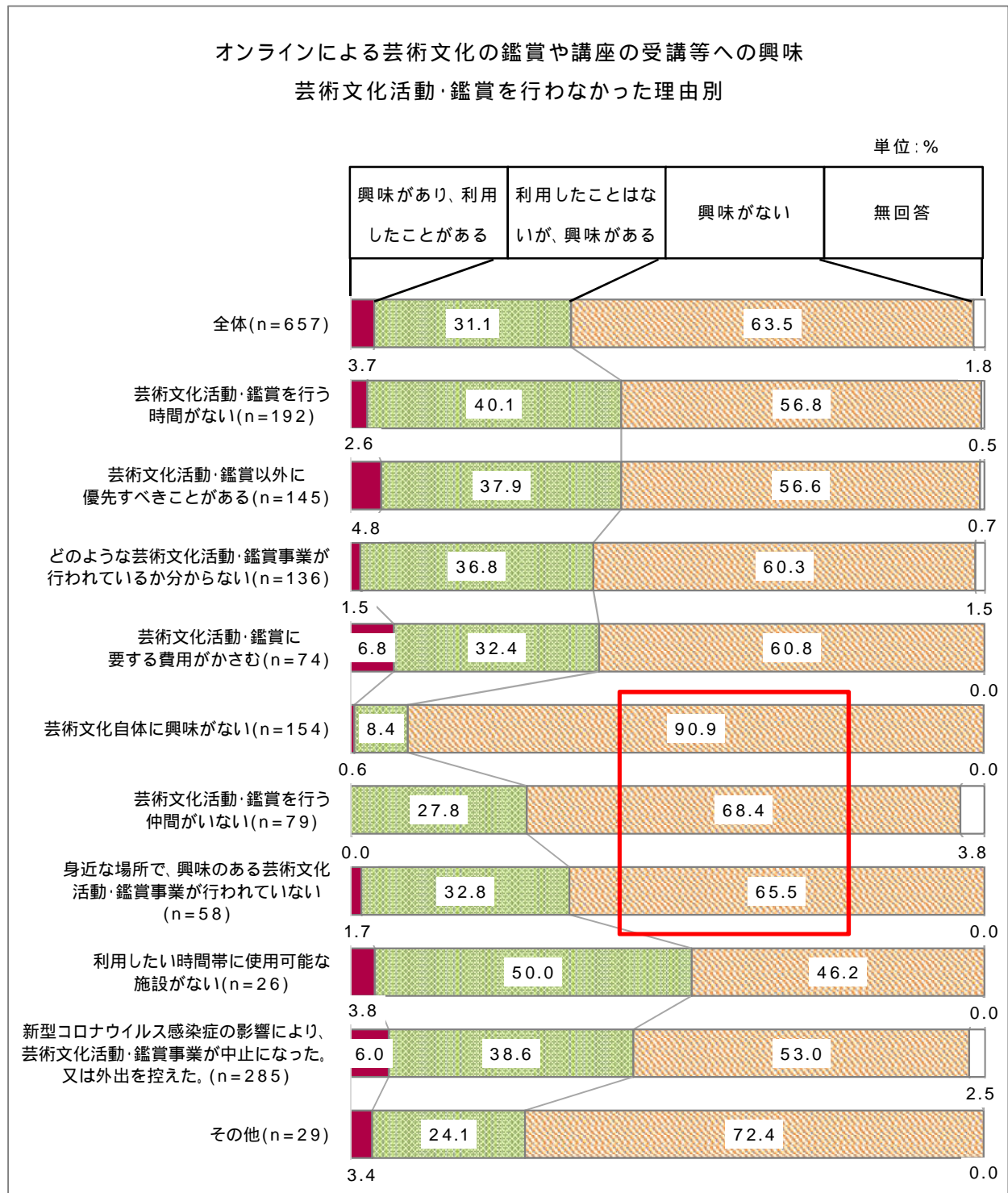


オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座の受講等への興味について聞いたところ、「興味があり、利用したことがある」(14.2%)と「利用したことはないが、興味がある」(34.8%)を合わせた《興味がある》(49.0%)で5割弱となっています。一方、「興味がない」(47.5%)は4割半ばを超えています。

年代別でみると、「興味があり、利用したことがある」では 40～59 歳で2割台、「興味がない」では 70 歳以上で5割台と、それぞれ高くなっています。



芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由別でみると、「興味がない」では芸術文化自体に興味がない(90.9%)が9割で最も高く、次いで芸術文化活動・鑑賞を行う仲間がいない(68.4%)、身近な場所で、興味のある芸術文化活動・鑑賞事業が行われていない(65.5%)と続いています。



7 検討の経過

(1) 第三次プラン計画期間中における成果の検証等

令和元年(2019年)度～令和5年(2023年)度

日 程	主な内容
令和元年(2019年) 12月10日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の平成30年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和2年(2020年) 12月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和元年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和3年(2021年) 11月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和2年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和4年(2022年) 9月1日～30日	芸術・文化に関する意識調査の実施 ・文化交流推進課は、第47回荒川区政世論調査に より、芸術・文化に関する区民意識調査を実施
令和4年(2022年) 12月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和3年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和5年(2023年) 7月21日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和4年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)

令和2年(2020年)度から令和4年(2022年)度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、書面により開催。

(2) 第四次プラン改定にむけた検討等

令和5年(2023年)度

日 程	主な内容
令和5年(2023年) 7月21日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランの改定について(審議) ・プラン改定に向けた検討の視点について(意見交換)
令和5年(2023年) 8月~11月	関係部署による調整・検討
令和5年(2023年) 12月6日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案(案)について(審議)
令和5年(2023年) 12月8日	教育委員会(意見聴取) ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案について
令和5年(2023年) 12月21日 ~ 令和6年(2024年) 1月11日	パブリックコメントの実施 ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案に関するパブリックコメントの実施
令和6年(2024年) 3月15日	教育委員会(報告) ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)について